

少量危険物実務指導基準

太田市消防本部

※ 凡例



太田市火災予防条例



太田市火災予防規則

目 次

第1節 総則	1
第1 趣旨	1
第2 施行期日	1
第3 経過措置	1
第2節 少量危険物関係事務手続要領	2
第1 届出の要領	2
1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一の場所の扱い	2
2 同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定	5
3 タンクの容量	6
4 届出	7
5 タンクの水張検査等	13
第3節 少量危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準	15
第1 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準	15
第2 共通する技術上の基準	16
第3 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準	17
第4 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の すべてに共通する技術上の基準	19
第5 屋外において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構 造及び設備の技術上の基準	24
第6 屋内において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構 造及び設備の技術上の基準	29
第7 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下タンク及び移動 タンクを除く。）の技術上の基準	34
第8 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準	37
第9 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準	39
第10 消火設備	43
第11 少量危険物の貯蔵又は取扱いの危険物の類ごとに共通する技術 の基準	44
第12 少量危険物の貯蔵所、又は取扱所における設備の維持管理に関す る基準	45
第13 動植物油類についての適用除外	45
第14 品名又は指定数量が異なる危険物の同一場所における貯蔵及び取 扱いについて	45
第15 基準の特例	46
参考資料	47

第 1 節 総則

第 1 趣旨

この基準は、太田市火災予防条例(平成 17 年太田市 条例第 245 号。以下「条例」という)に定める指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に関する事務を統一的に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

第 2 適用

この基準は、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

改正

令和 6 年 4 月 1 日

第 3 経過措置

この基準適用の際、現に条例の規定により届出をして設置されているものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、なお従前の例による。

第2節 少量危険物関係事務手続要領

第1 届出の要領

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設（以下「少量危険物施設」という。）の届出に関する事務処理は、次により行うものとする。

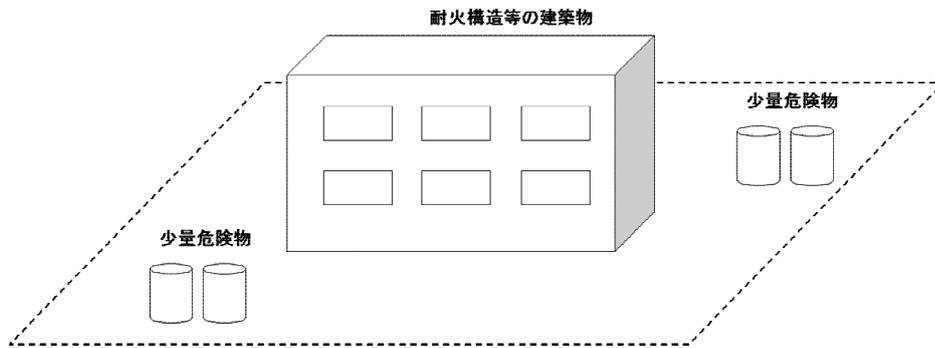
1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一の場所の扱い

危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一の場所の範囲については、次の例によること。

(1) 屋外の場合

ア 容器又は設備により貯蔵し、又は取り扱う場合

施設相互間が耐火構造等の建築物により隔てられている場合など各施設が独立性を有していると認められる場合は、それぞれの施設ごととする。



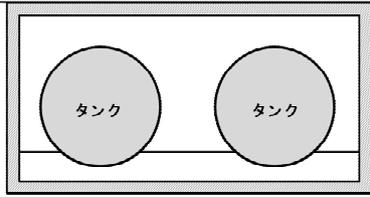
第2-1-1図 耐火構造等の建築物により隔てられている場合

イ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

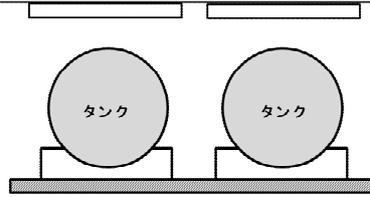
タンクごととする。この場合において地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、それぞれ一の地下タンク施設に該当するものとする。

- (ア) 2以上の地下タンクが同一のタンク室内に設置されている場合
(第2-1-2図参照)
- (イ) 2以上の地下タンクが同一の基礎上に設置されている場合
(第2-1-3図参照)
- (ウ) 2以上の地下タンクが同一のふたで覆われている場合
(第2-1-4図参照)

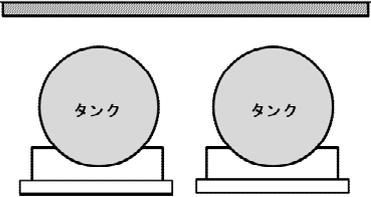
G.L.



第 2 - 1 - 2 図



第 2 - 1 - 3 図



第 2 - 1 - 4 図

ウ タンクと設備が同一行程の場合

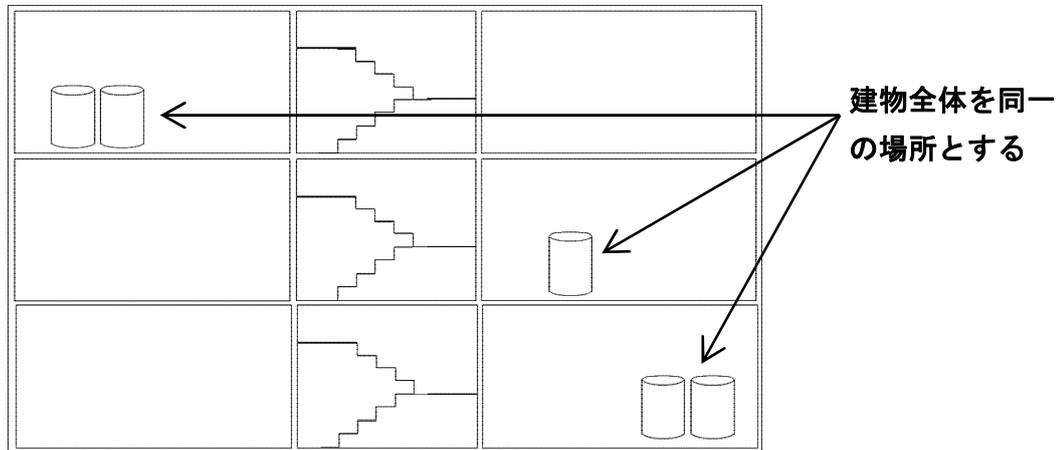
貯蔵及び取扱いが同一行程である場合は、同一行程ごととすることができる。



第 2 - 1 - 5 図 同一行程の場合

(2) 屋内の場合

原則として建物ごととする。

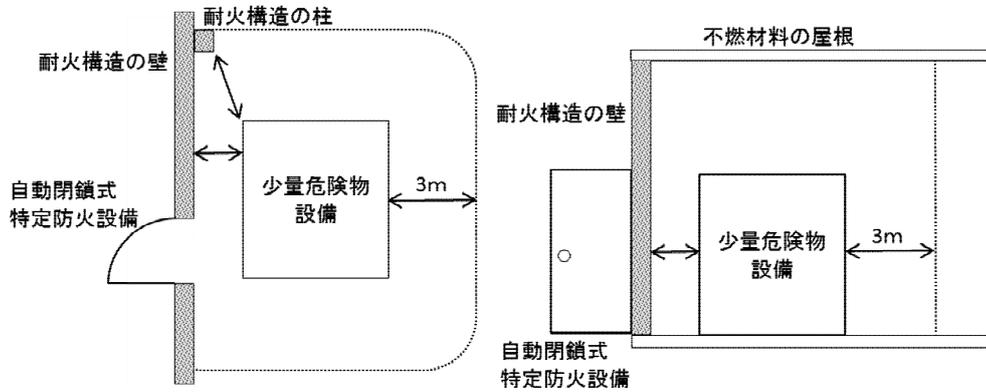


第 2 - 1 - 6 図

ただし、次にあげる場合は、当該場所を一の貯蔵・取扱場所とすることができるものとする。

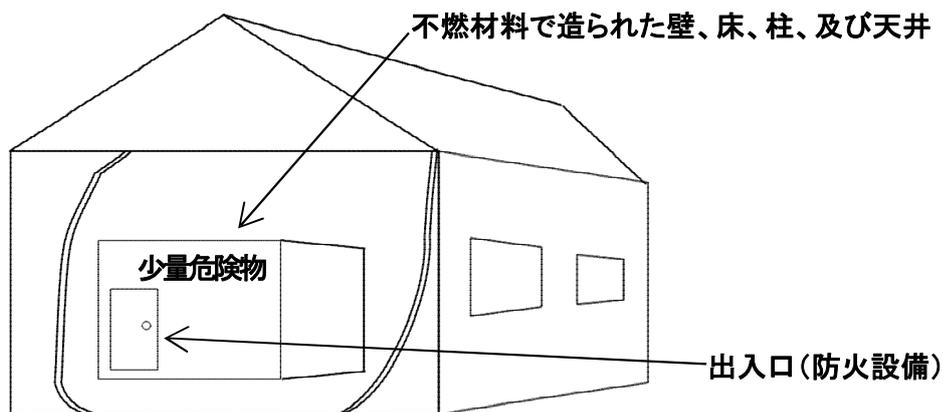
ア 危険物を取り扱う設備(危険物を移送するための配管を除く。)の周囲に幅 3m 以上の空地が保有されていること。ただし、当該設備から 3m 未満となる建築物の壁(出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。))以外の開口部を有しないも

のに限る。)及び柱が耐火構造である場合にあつては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること(以下「保有空地例」という。)。なお、当該設備及び空地の範囲の屋根等の材質は不燃材とすること。



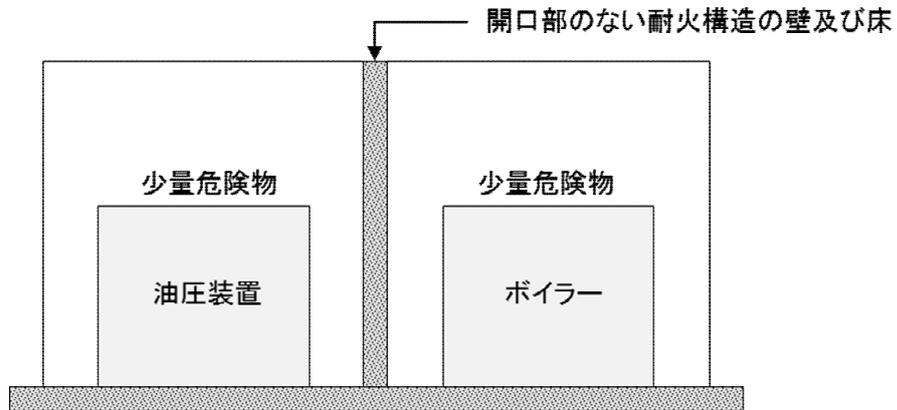
第2-1-7図

イ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分が出入口以外の開口部を有しない不燃材料(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の不燃材料をいう。以下同じ。)の床又は壁で他の部分と区画されていること(以下「不燃区画例」という。)。ただし、不燃区画例を連続(隣接)して設けることはできない。



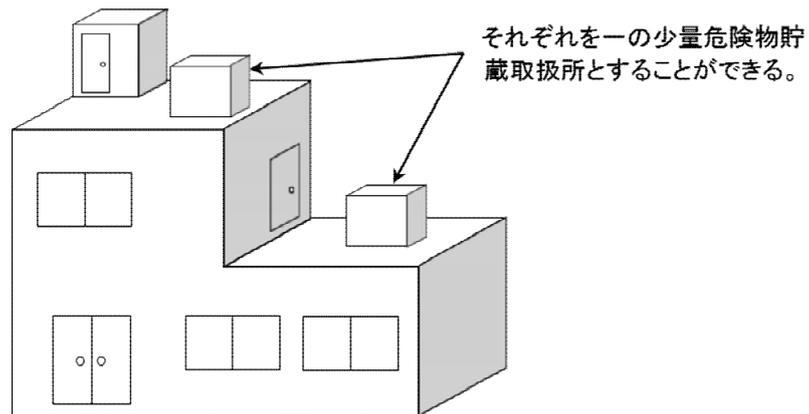
第2-1-8図

なお、少量危険物貯蔵取扱所相互に隣接する壁及び床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない。



第 2 - 1 - 9 図

ウ 同一の建物に屋上が 2 以上ある場合



第 2 - 1 - 10 図

2 同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定

同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次の例によること。

(1) 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

(2) 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、次に掲げる場合は、それぞれによる。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。

イ ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日に想定される最大取扱量とする。

なお、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油（危険物）を使用する場合にあっては、算定にあたって当該量を合算する。

非常用発電機等の取扱量の算定にあっては、届出数量以上の危険物の取扱いを行うと違反となるおそれがある旨の説明を十分に行った上で、届出者の意向により決定すること。

この際、誓約書等で届出者の数量の意向を届出書に反映させておくよう指導すること。

ウ 洗浄作業及び切削装置等の取扱いについては、1日の使用量（消費量ではなく、滞留量を含む使用量）とする。

(3) 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合

ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

ウ 自動車等へ給油することを目的に設けられた簡易タンクの場合

貯蔵量又は1日の取扱数量のいずれか大きい方の量とする。

(4) 算定から除外できる場合

ア 指定数量の5分の1未満の燃料装置部が同一の室内に設置されている石油ストーブ、石油コンロ等で専ら室内の暖房又は調理等の用に供する場合は、当該石油ストーブ、石油コンロ等で取り扱う危険物を当該室内における危険物の数量の算定から除外することができる。

イ 建設現場等における土木建設重機等の燃料タンク内の危険物は数量の算定から除外し、1日の給油量で算定することができる。

3 タンクの容量

タンクの容量は、タンク内容積の90パーセントから95パーセントの量とする。

4 届出

(指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第46条 指定数量の5分の1以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上)指定数量未満の危険物及び別表第8で定める数量の5倍以上(再生資源燃料、可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

(条例による届出等)

第15条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める届出書により、2部提出するものとする。ただし、第6号、第9号及び第10号に掲げる行為の届出については、やむを得ない場合に限り、口頭によることができる。

(1) ~ (11) 略

(12) 条例第46条第1項の規定による届出 少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱届出書(様式第18号)

(13) 条例第46条第2項の規定による届出 少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱廃止届出書(様式第19号)

2 前項第2号から第5号までに掲げる届出書は当該届出に係る設備の設置の工事に着手する日の7日前までに、同項第6号から第10号までに掲げる届出書は当該届出に係る行為を行う日の3日前までに、同項第10号の2に掲げる届出書は当該届出に係る露店等を開設する日の7日前までに、同項第11号に掲げる届出書は当該届出に係る通信ケーブル等の敷設又は変更の工事に着手する日の7日前までに、同項第12号に掲げる届出書は貯蔵し、又は取り扱う場所を設ける日又は変更しようとする日の7日前までに、及び同項第13号に掲げる届出書は、廃止した後遅滞なく、提出しなければならない。

3 前項の届出書を受理したときは、その1部に受理印を押して届出者に返付するものとする。

太田市消防本部少量危険物実務指導基準

様式第18号(第15条関係)

記入例

① 少量危険物 貯蔵 届出書
指定可燃物 取扱

② 年 月 日				
③ (宛先)太田市消防本部 消防署長				
④ 届出者 住所 (電話 番) 氏名 ⑤				
貯蔵又は 取扱いの場所	所在地	⑤		
	名称	⑥		
類、品名及び 最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	一日最大 取扱数量
	⑦		⑧	⑨
貯蔵又は 取扱方法の概要	⑩			
貯蔵又は取扱場 所の位置、構造 及び設備の概要	⑪			
消防用設備等 又は特殊消防用 設備等の概要	⑫			
貯蔵又は取扱い の開始予定期日 又は期間	⑬			
その他 必要な事項	⑭			
※ 受付 欄		※ 経 過 欄		

- 備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
2 ※欄は、記入しないでください。
3 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱届出書(様式第18号)の記入要領

- ① 「指定可燃物」を二重線で抹消します。
- ② 届出書を提出する日を記入します。
- ③ 「〇〇消防署長」と記入します。
- ④ 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う者の住所、氏名を記入します。届出者が法人の場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- ⑤ 貯蔵取扱所を設置しようとする場所の所在地を記入します。
- ⑥ 貯蔵又は取扱いの場所の所有者等が個人の場合は氏名を、法人の場合は事業所の名称と代表者の職・氏名を記入します。
- ⑦ 危険物の類及び品名を記入するとともに、化学名、通称名を併記します。書ききれない場合は「別紙のとおり」とし、別紙に記入してください。
【例】・第四類第2石油類（灯油）
- ⑧ 1日のうちで貯蔵する少量危険物の最大となる数量を記入します。算定方法は、P4「同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定」を参照してください。
- ⑨ 1日のうちで取り扱う少量危険物の最大となる数量を記入します。算定方法は、⑧と同様です。
- ⑩ 屋内貯蔵、屋外貯蔵、屋内タンク、屋外タンク、地下タンク、移動タンク等の施設形態と貯蔵・取扱い方法の概要を簡記します。
【例】・ドラム缶で貯蔵し、ポンプにより容器への詰め替えを行う。
・屋内タンクから温熱ボイラーへ燃料を供給する。
- ⑪ 貯蔵又は取扱場所の位置、構造及び設備の概要を簡記します。
【例】（屋外の場合）敷地南側隅、コンクリート地盤、排水溝により境界を明示する。
（屋内の場合）本館1階の北側ボイラー室、主要構造部は耐火構造。床面は浸透防止構造。
- ⑫ 消防用設備等の種類と設置数を記入します。
【例】・粉末消火器（10型） 2本
- ⑬ 貯蔵又は取扱いを開始する予定年月日又は期間を記入します。
- ⑭ 必要に応じて設計者、施工者等の所在・名称・電話番号のほか、特異な事項等を記入します。タンクにより貯蔵取扱いをする場合で、水張（水圧）検査が終了しているものは、検査機関、検査年月日及び検査番号を記入してください。

記入例

様式第19号(第15条関係)

① 少量危険物 貯蔵 廃止届出書
指定可燃物 取扱

② 年 月 日				
③ (宛先)太田市消防本部 消防署長				
④ 届出者				
住所				
(電話 番)				
氏名 ⑤				
貯蔵又は 取扱いの場所	地名・地番	⑤		
	名称	⑥		
類、品名及び 最大数量	類	品名	最大貯蔵数量	一日最大 取扱数量
	⑦		⑧	⑨
届出年月日 及び番号	⑩ 年 月 日 第 号			
廃止年月日	⑪ 年 月 日			
廃止の理由	⑫			
その他 必要な事項	⑬			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※欄は、記入しないでください。

3 貯蔵又は取扱いの場所の見取図を添付すること。

少量危険物・指定可燃物貯蔵・取扱廃止届出書(様式第19号)の記入要領

- ① 「指定可燃物」を二重線で抹消します。
- ② 届出書を提出する日を記入します。
- ③ 「〇〇消防署長」と記入します。
- ④ 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う者の住所、氏名を記入します。届出者が法人の場合は、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。
- ⑤ 貯蔵取扱所を設置しようとする場所の所在地を記入します。
- ⑥ 貯蔵又は取扱いの場所の所有者等が個人の場合は氏名を、法人の場合は事業所の名称と代表者の職・氏名を記入します。
- ⑦ 危険物の類及び品名を記入するとともに、化学名、通称名を併記します。書ききれない場合は「別紙のとおり」とし、別紙に記入してください。

【例】・第四類第2石油類(灯油)

- ⑧ 1日のうちで貯蔵する少量危険物の最大となる数量を記入します。算定方法は、P4「同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定」を参照してください。
- ⑨ 1日のうちで取り扱う少量危険物の最大となる数量を記入します。算定方法は、⑧と同様です。
- ⑩ 廃止した貯蔵取扱所の設置届出をした年月日及び文書番号を記入します。
- ⑪ 廃止した年月日を記入します。
- ⑫ 廃止に至った理由を記入します。

【例】(タンクの場合)敷地移転のため

(設備の場合)老朽化により廃棄処分するため

(屋外の場合)業務縮小のため

- ⑬ 必要に応じて廃止方法を記入します。

【例】(タンクの場合)タンクは水を入れ、掘り起こす

(設備の場合)設備はすべて撤去する

(屋外の場合)柵は撤去し、ためます等は埋め戻す

(少量危険物等の貯蔵又は取扱いの届出)

第17条 第1項第12号の届出書には、貯蔵し、又は取り扱う施設の位置、構造及び設備を示す書類を添付しなければならない。

※ 事務手続の方法

少量危険物施設の届出に関する事務手続は、次の例により行うものとする。

- (1) 届出は、設置単位ごととする。
- (2) 届出者は、所有者、占有者及び管理者とする。
- (3) 届出書は、次の順序により整理製本するものとする。

ア 届出書

イ 位置、構造及び設備の図面

(ア) 案内図

(イ) 配置図

(ウ) 位置、構造及び設備の明細図

(エ) その他、必要に応じて、電気配線図、配管図等

- (4) 配置図は、少量危険物施設の周囲に必要な保有空地等を明らかにしたものとする。
- (5) 移動タンクの常置場所は、屋内又は屋外を明示するとともに、屋内にあっては移動タンクを常置する建築物の構造図を添付するものとする。
- (6) タンクを有する届出は、タンクの容量の大小にかかわらずタンク容量計算書、タンク構造図を添付するものとする。
- (7) 水張検査又は水圧検査の終了したタンクは、その実施結果を証明するものの写を添付するものとする。ただし、未実施のタンクは、実施後、その実施結果を証明するものを提出するものとする。

5 タンクの水張検査等

(タンクの水張検査等)

第47条 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未滿の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。

(少量危険物等タンク水張(水圧)検査申請)

第18条 条例第47条の規定により、当該タンクの検査を受けようとする者は、少量危険物等タンク水張(水圧)検査申請書(様式第20号)によって申請しなければならない。

2 前項の申請により検査したタンク検査済証は、様式第21号から様式第23号までによるものとする。

※ タンクの水張検査等の担当は予防課保安係のため、各消防署等に申請者が来庁した際には、予防課保安係を案内すること。(手数料を徴収する必要があるため便宜的に受付することはできない。)

太田市消防本部少量危険物実務指導基準

様式第 20 号(第 18 条関係)

少量危険物等タンク水張(水圧)検査申請書

年 月 日			
(宛先)太田市消防本部 消防長			
申請者			
住所			
氏名 ㊟			
設置者	住 所		
	氏 名		
設 置 場 所			
水張又は水圧検査の別			
タンクの最大常用圧力 KPA			
タンク の構造	形 状		容 量 l
	寸 法	mm	
	材 質 記 号 及 び 板 厚		
タンクの製造者 及び製造年月日			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄
		検査 年 月 日	
		検査番号 ㊟ 第 号	

- 備考 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 タンク構造明細図面を2部添付すること。
- 3 ※欄は、記入しないでください。

第3節 少量危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準

第1 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

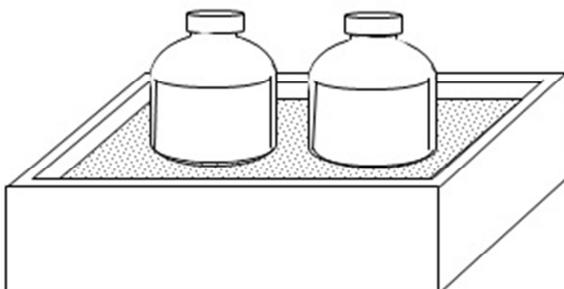
(指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準)

第30条 法第9条の4第1項の規定に基づき危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

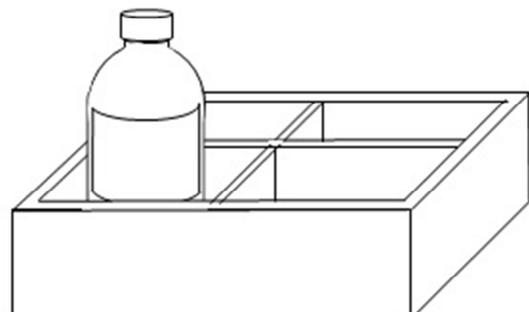
- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 危険物を容器に収納して貯蔵し、又は取り扱うときは、その容器は、当該危険物の性質に適応し、かつ、破損、腐食、さけめ等がないものであること。
- (5) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、みだりに転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずる等粗暴な行為をしないこと。
- (6) 危険物を収納した容器を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置を講ずること。

「地震等により、容易に容器が転落し、若しくは転倒し、又は他の落下物により損傷を受けないよう必要な措置」の一例として、次の例がある。

(第3-1-1図、第3-1-2図参照)



第3-1-1図



第3-1-2図

第2 共通する技術上の基準

(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準)

第31条 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備は、前条に定めるもののほか、次条から第31条の8までに定める技術上の基準によらなければならない。

※ 少量危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準については、「危険物の規制に関する政令」の規定に準拠して規定したものであるから、その解釈及び運用にあたっては、「危険物の規制に関する政令」の相当規定と同様に、又はこれに照応して考えてさしつかえないものであること。(昭和36年12月12日自消丙予発第39号 火災予防条例準則の運用について 第2-4)

第3 少量危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準

第3 1条の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

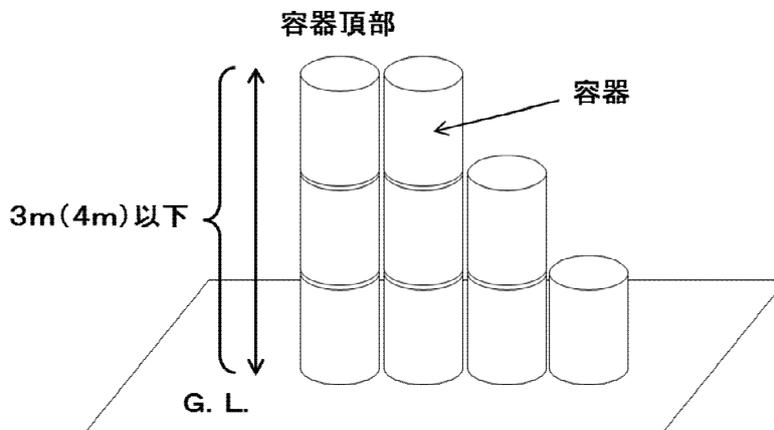
- (1) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。
- (2) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。
- (4) 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように必要な措置を講ずること。
- (6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。
- (7) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (8) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。
- (9) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- (10) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。
- (11) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。
- (12) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。
- (13) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
- (14) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。
- (15) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。
- (16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 固体の危険物にあっては危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」という。）別表第3、液体の危険物にあっては危険物規則別表第3の2の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第39条の3第2項から第6項までの規定の例による表示をすること。

- (17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ3メートル（法別表第1第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4メートル）を超えて積み重ねないこと。

容器を積み重ねる場合の高さは、地盤面又は床面から容器の頂部までの高さであり、3m（第4類の危険物のうち第3石油類及び第4石油類を収納した容器のみの場合にあっては4m）以下とされている。



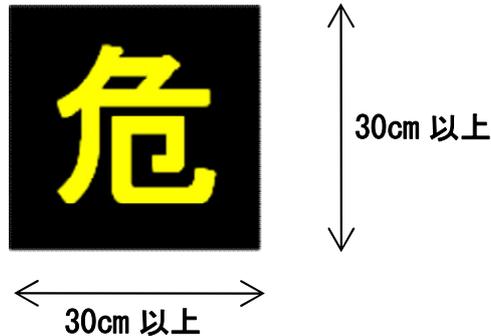
第3-3-1図 容器を積み重ねた例

第4 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準

- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。
- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあっては、0.3メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にあつては防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

少量危険物の移動タンクの標識の例

地・・・黒色
 文字・・・黄色
 ※反射性を有する材料



標識・掲示板（太田市火災予防規則第8条・別表第4）

条例第31条の2第2項第1号に規定する標識（移動タンクを除く。）及び掲示板は、次の表により指導する。

※ 従来の規定を整理し、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、標識及び掲示板を設けることとしたが、このうち防火に関し必要な事項については、危険物の規制に関する規則第18条第1項第4号及び第5号の例によること。

（平成元年9月19日 消防危第87号 第2-1-(1)）

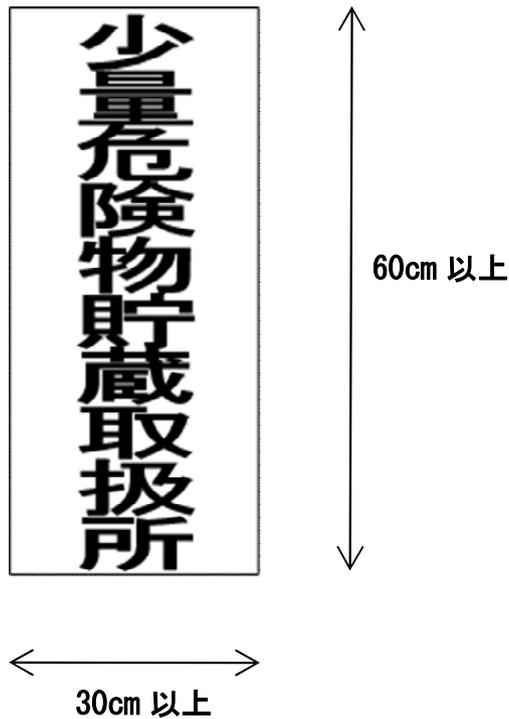
標 識 、 掲 示 板 の 様 式

表示文字	寸法及び色		色	
	幅	長さ	地	文字
少量危険物貯蔵取扱所	30cm以上	60cm以上	白	黒
危険物の「類別」「品名」及び「最大数量」並びにその具体的な類、品名及び数量	30cm以上	60cm以上	白	黒

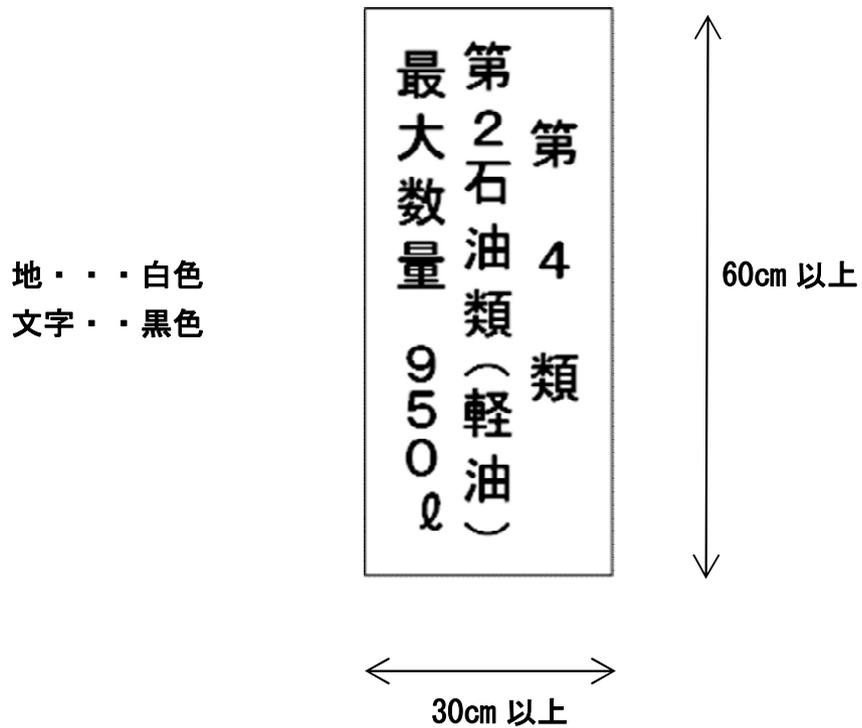
第1類の危険物のうちアルカリ金属の過酸化 物若しくはこれを含有するもの又は禁水性物 品（危険物の規制に関する政令第10条第1 項第10号の禁水性物品をいう。）にあつては 「禁水」	30cm以上	60cm以上	青	白
第2類の危険物（引火性固体を除く。）にあつ ては「火気注意」	30cm以上	60cm以上	赤	白
第2類の危険物のうち引火性固体、自然発火 性物品（危険物の規制に関する政令第25条 第1項第3号の自然発火性物品をいう。）、第 4類の危険物又は第5類の危険物にあつては 「火気厳禁」	30cm以上	60cm以上	赤	白

ア 少量危険物貯蔵取扱所

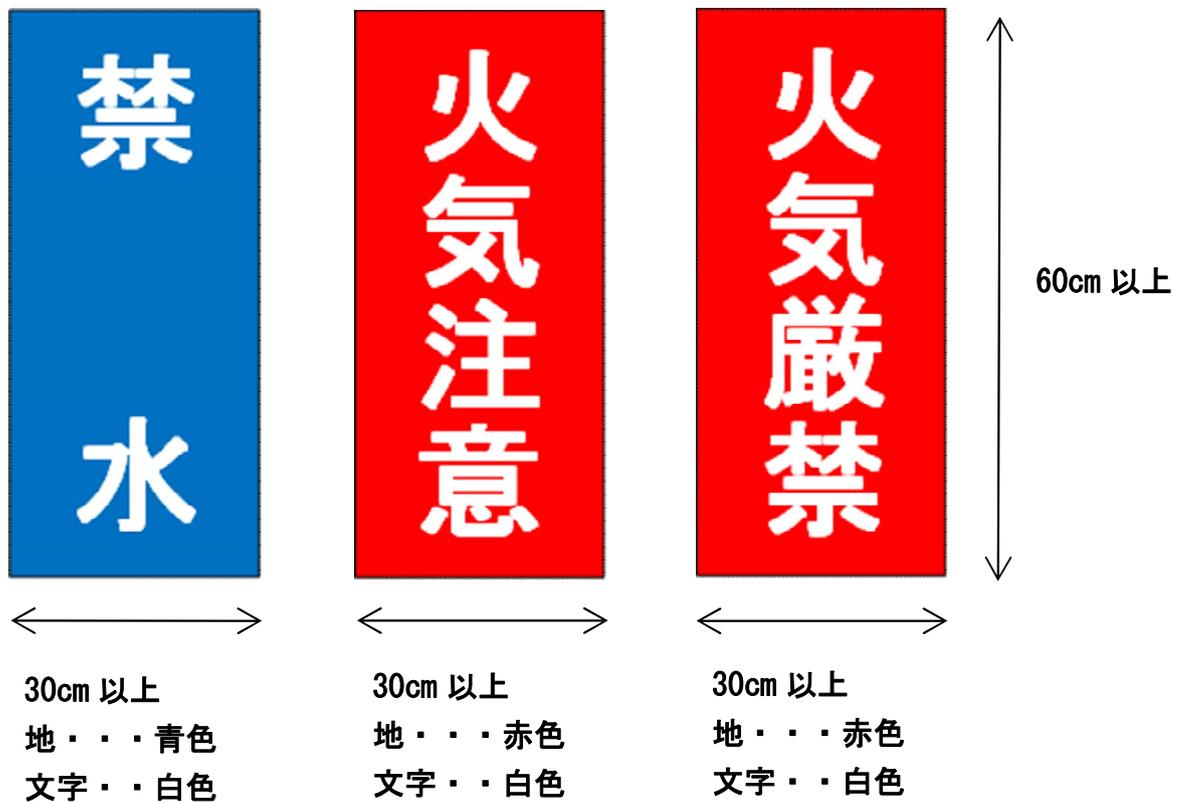
地・・・白色
文字・・・黒色



イ 類別、品名及び最大数量を掲示した掲示板の例



ウ 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板の例



- (2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- (3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。
- (4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。
- (5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれがある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。
- (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあつては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。
- (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

電気設備

電気設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）の規定によるほか、

- ・ 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合
- ・ 引火点が40度以上の危険物であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し、又は取扱う場合
- ・ 可燃性微粉（危険物、非危険物を問わない）が滞留するおそれのある場合

は、防爆構造のものとする。

- (8) 危険物を取り扱うに当たって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。
- (9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。
 - ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の1.5倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏洩その他の異常がないものであること。
 - イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。
 - ウ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影

響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあってはこの限りでない。

エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。

カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

第5 屋外において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所についての技術上の基準

第31条の3 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において架台で貯蔵する場合には、高さ6メートルを超えて危険物を収納した容器を貯蔵してはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造、及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

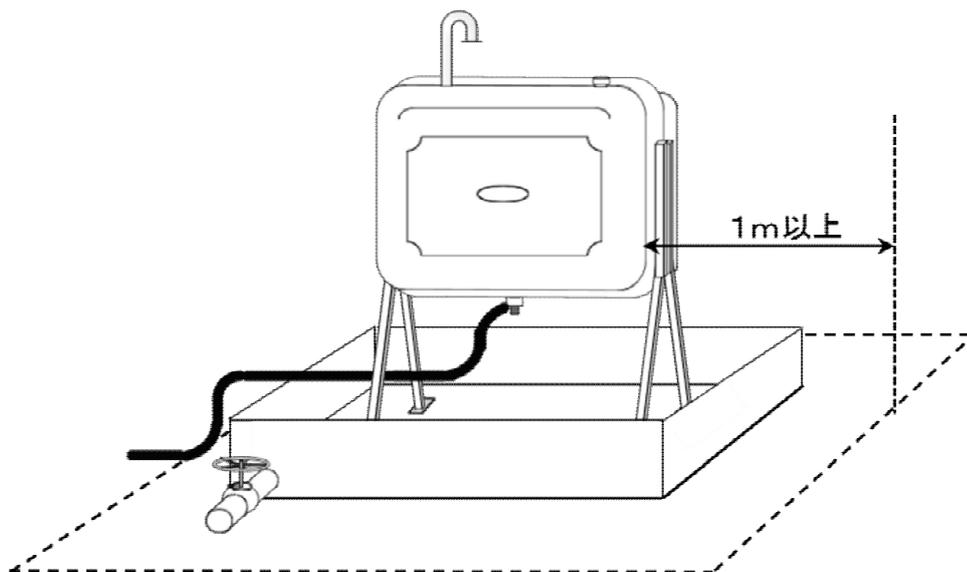
(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所（移動タンクを除く。）の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第2条第8号に規定する防火構造をいう。以下同じ。）の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の2分の1以上指定数量未満	1メートル以上
その他の場合	指定数量の5分の1以上2分の1未満	1メートル以上
	指定数量の2分の1以上指定数量未満	2メートル以上

空地

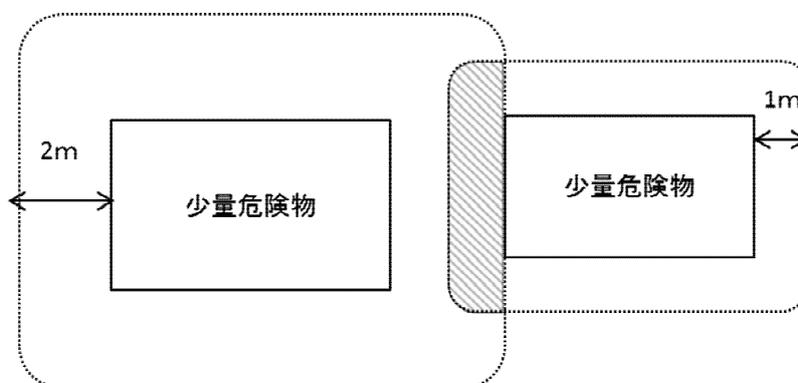
条例第31条の3第2項第1号に規定する空地は、次によるものとする。

ア 空地の幅は、少量危険物施設の外郭線（屋外タンクにあっては、タンク側板）から測定するものとする。



第3-5-1図 屋外タンクの場合の空地の例

- イ 同一敷地内に複数の少量危険物施設を隣接して設置する場合は、それぞれの少量危険物施設が保有しなければならない空地の幅のうち、いずれが大なる側の空地の幅をもって、少量危険物施設相互間の空地の幅とすることができるものとする。



第3-5-2図 複数の少量危険物施設を隣接して設置する場合の例

- ウ 原則として、空地内には延焼の媒体となるもの、初期消火活動に支障となるものは設けることはできないが、空地内に植栽を設ける場合は次に掲げる「空地内の植栽等」を参考とすること。

空地内の植栽等

1 植栽できる植物

空地内に植栽できる植物は、延焼の媒体とならず、かつ、消防活動上支障とならない矮性の草本類及び高さが概ね 50 センチメートル以下の樹木であること。また、延焼防止上有効な葉に多くの水分を含み、かつ、冬季においてもその効果が期待できる常緑の植物(草本類については、植替え等を適切に行い絶えず延焼媒体とならない管理等を行う場合にあっては、常緑以外のものとする)とすることができる。)であること。

なお、防油堤内の植栽は矮性の常緑草に限るものであること。

延焼防止上有効な植物の例

草木の区分	植 物 名	
樹 木	マサキ、ジンチョウゲ、ナワシログミ、マルバシャリンバイ、チャ、マンリョウ、アオキ、サツキ、ヒサカキ、トベラ、イヌツゲ、クチナシ、キャラボク、トキワサンザシ、ヒイラギナンテン、ツツジ類、ヤブコウジ等	
草 本 類 (矮性に限る)	常 緑 草	常緑の芝(ケンタッキーブルーグラスフリーダム等)、ペチュニア、(ホワイト)クローバー、アオイゴケ等
	非常緑草	芝、レンゲ草等

注) 樹木は、高さが概ね 50 センチメートル以下に維持管理できるものに限る。

2 植栽範囲

植栽する範囲は、次の各条件を満足するものであること。

- (1) 貯蔵、取扱い等の作業の障害とならない範囲であること
- (2) 消防隊の進入、消火活動等に必要な空間が確保されること
- (3) 消防水利からの取水等の障害とならないこと
- (4) 防災用の標識等の視覚障害とならないこと
- (5) 施設の維持管理上支障とならないこと
- (6) その他、事業所の形態等を考慮し火災予防上、延焼防止上及び消防活動上支障とならないこと

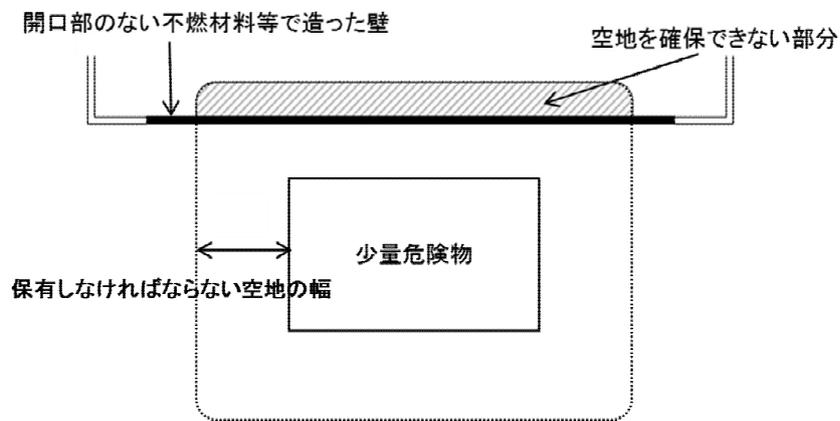
3 維持管理

植栽した植物が、枯れて延焼媒体にならないよう、また、成長により上記 2 の条件を満足しないこととならないよう適正な維持管理が行われるものであること。また、常緑の植物であっても落葉するものであることから、常に延焼媒体となる落ち葉等の除去が行われるとともに、植替えを必要とする草本類等はこれが適切に実施されるものであること。

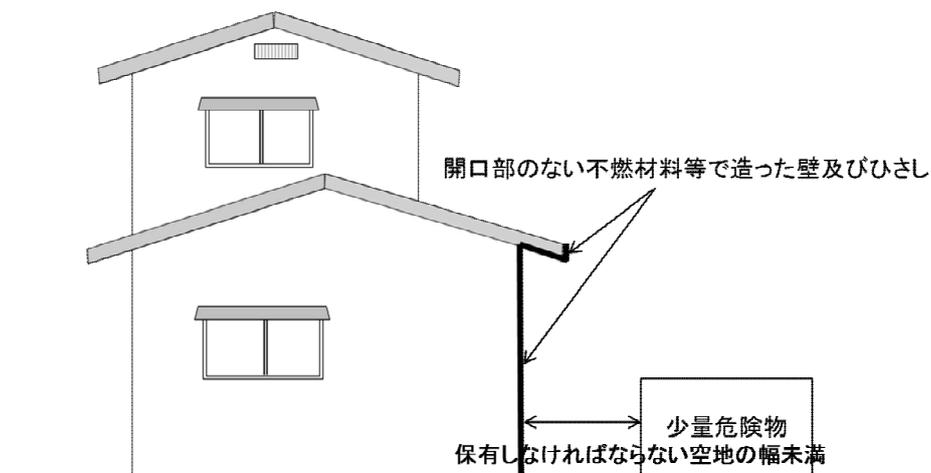
エ 空地は、自己敷地内で確保するものとする。

オ 防火上有効な塀とは、次によるものとする。

- (ア) 塀は、不燃材料（コンクリート、れんが、石綿板、鉄鋼、アルミニウム、モルタル及びしっくいに限る。）のうちで造られたものであること。
- (イ) 塀の高さは、2メートル以上とし、少量危険物施設の高さが2メートルを超える場合は、当該施設の高さ以上とする。
- (ウ) 塀を設ける範囲は、空地を保有しない部分を遮へいできる範囲以上とすること。
- (エ) 塀は、地震等の災害においても容易に破損、倒壊しない構造とすること。

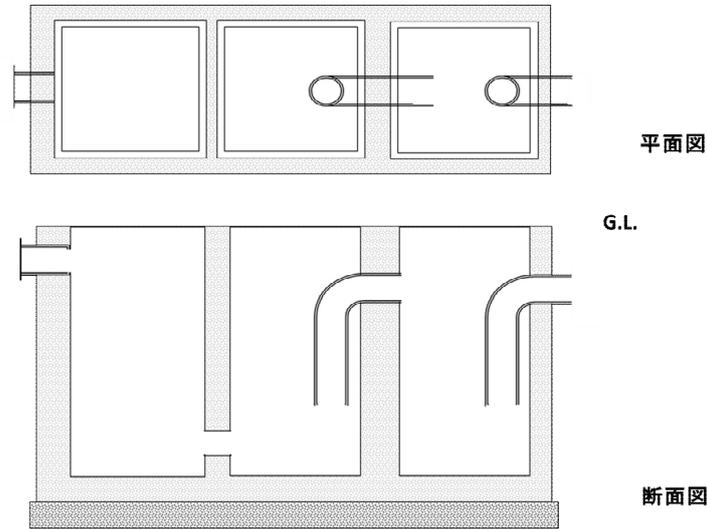


第3-5-3図 防火上有効な塀を設ける範囲の例



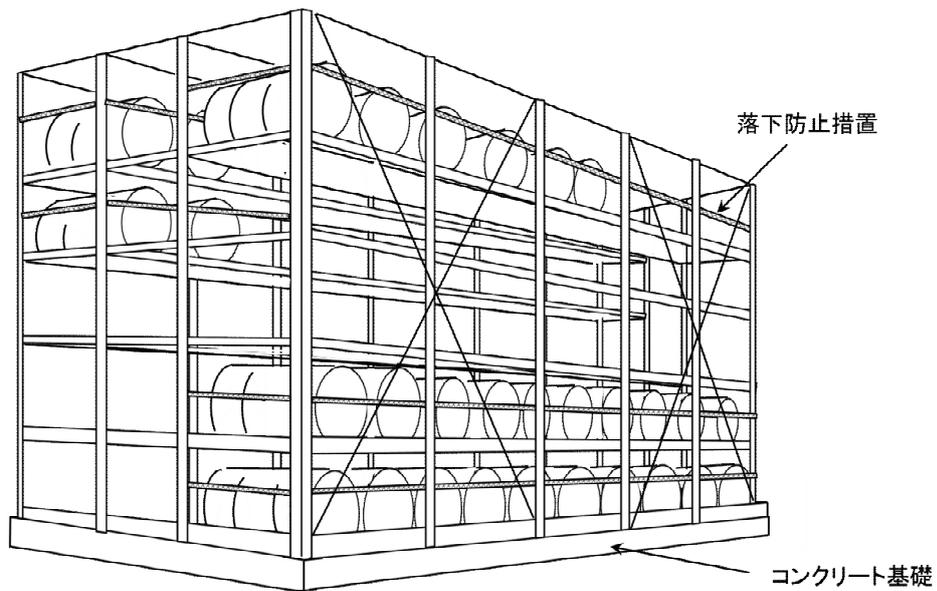
第3-5-4図 開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面する例

(2) 液伏の危険物を取り扱う設備（タンクを除く。）には、その直下の地盤面の周囲に囲いを設け、又は危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置を講ずるとともに、当該地盤面は、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆い、かつ、適当な傾斜及びためます又は油分離装置を設けること。



第 3 - 5 - 5 図 ためますを含めた油分離槽の例

(3) 危険物を収納した容器を架台で貯蔵する場合には、架台は不燃材料で堅固に造ること。

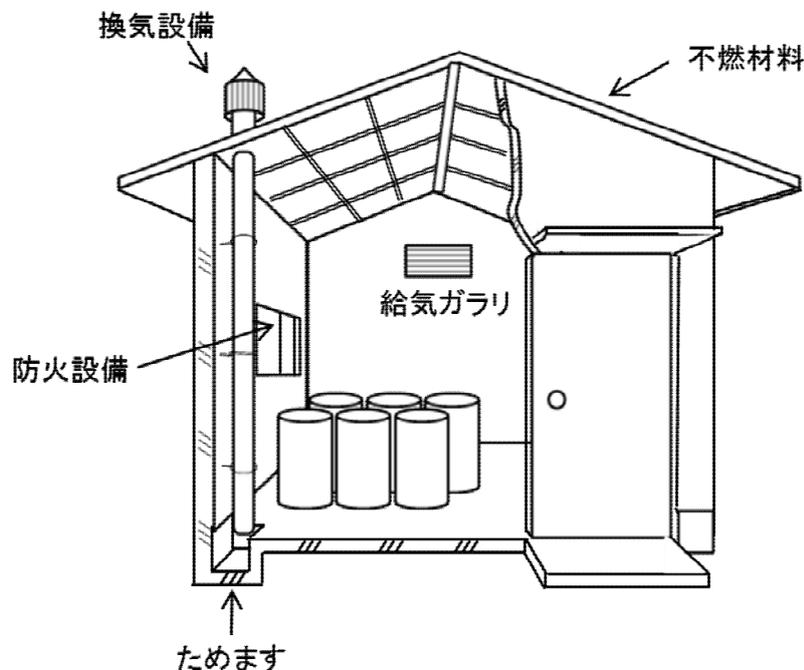


第 3 - 5 - 6 図 架台の構造の例

第6 屋内において少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所についての技術上の基準

第31条の3の2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。



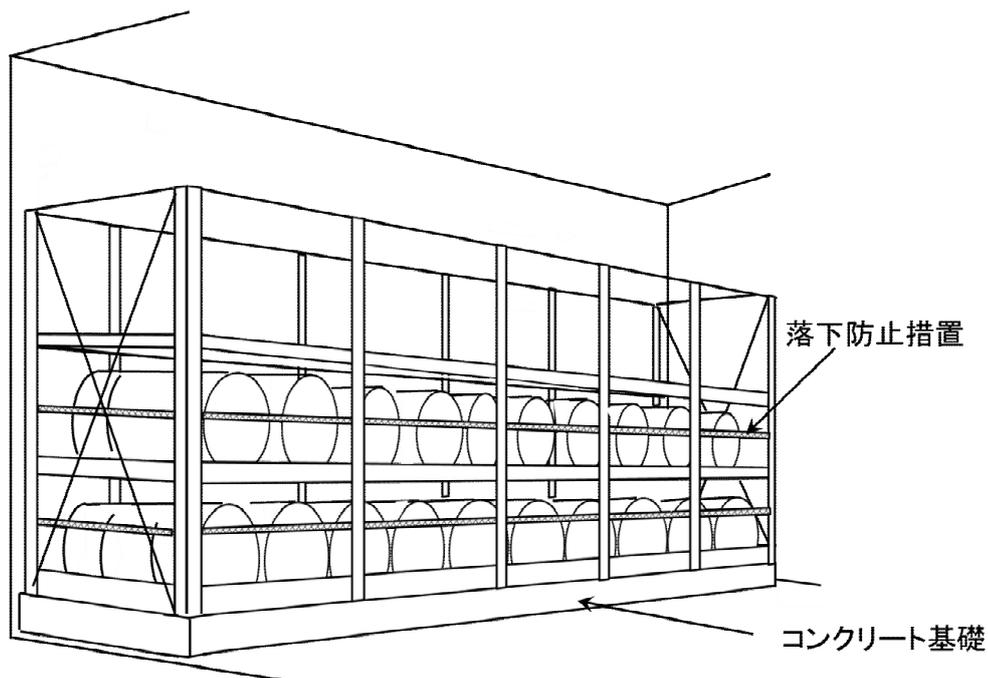
第3-6-1図 貯蔵倉庫の例

屋内に設置する架台

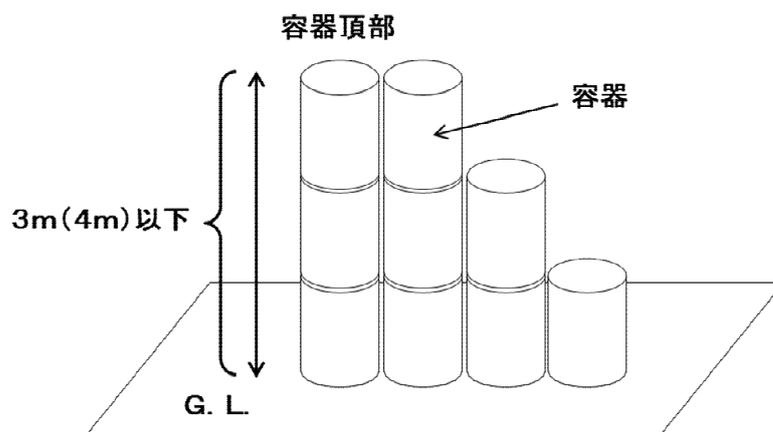
条例第31条の3の2第1項第4号に規定する架台の構造は、次によるものとする。

- 1 架台は、不燃材料で堅固な基礎に固定すること。
- 2 架台は、自重、貯蔵する危険物の自重、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全であること。
- 3 架台には、危険物を収納した容器が容易に落下しない措置を講ずること。
- 4 容器を積み上げる場合は、高さ3メートル以下とすること。

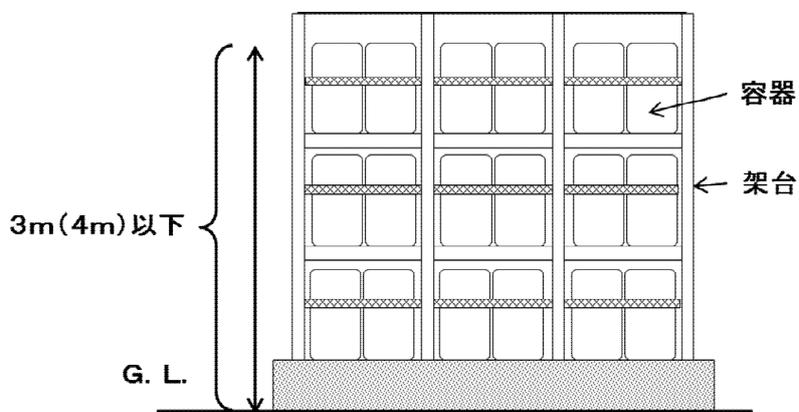
なお、第3石油類、第4石油類は4メートルまでよい。



第3-6-2図 屋内に設置する架台の例



第3-6-3図 容器を積み上げる場合の例



第3-6-4図 容器を積み上げる場合の例

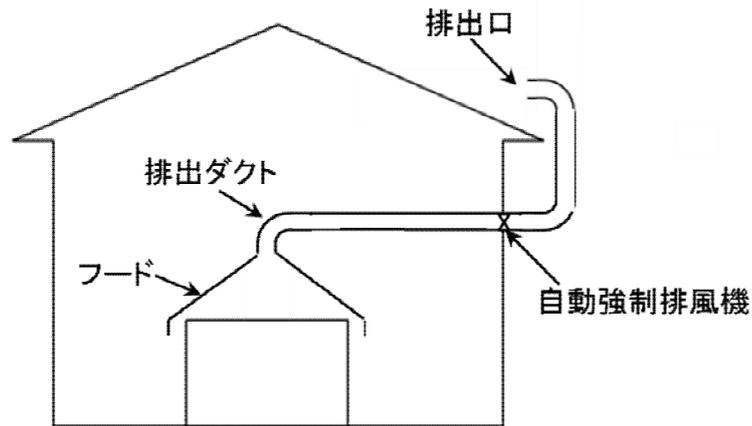
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

屋外の高所

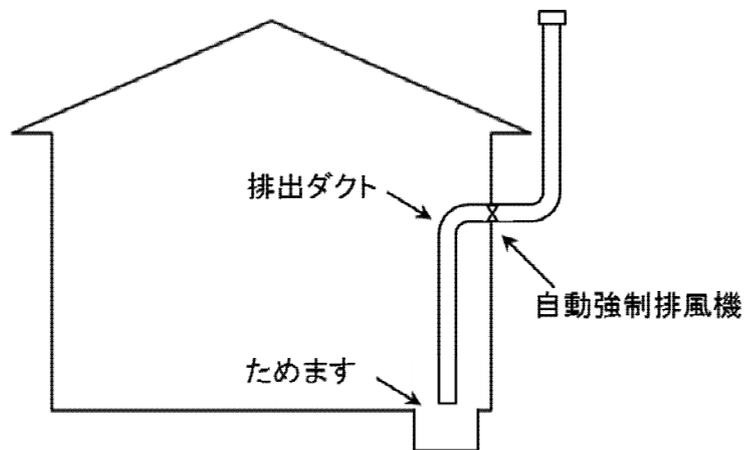
地上2m以上の高さで、かつ、建築物等の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から1m以上離れている場所をいう。

排出する設備

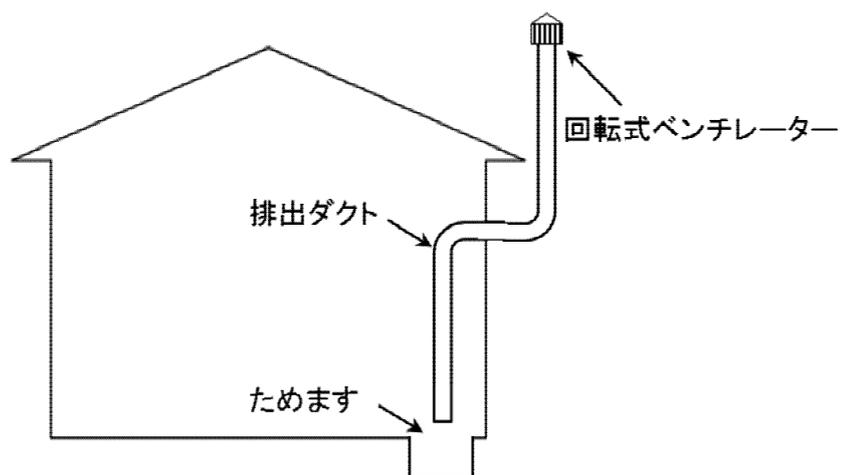
自然換気ではなく、引火点40度未満は自動強制換気設備とし、引火点70度未満は、自動強制又は強制換気設備（回転式ベンチレーター等）とすること。（スイッチは外に設置すること）



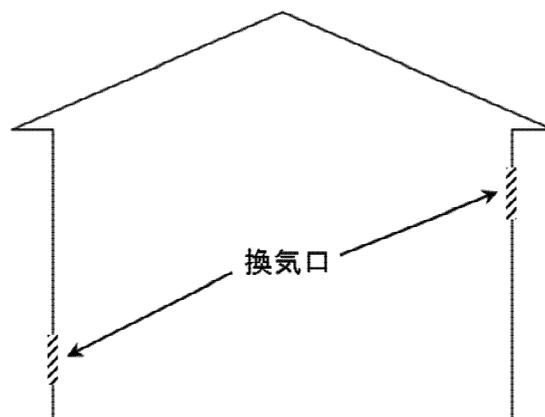
第3-6-5図 自動強制排出設備の例



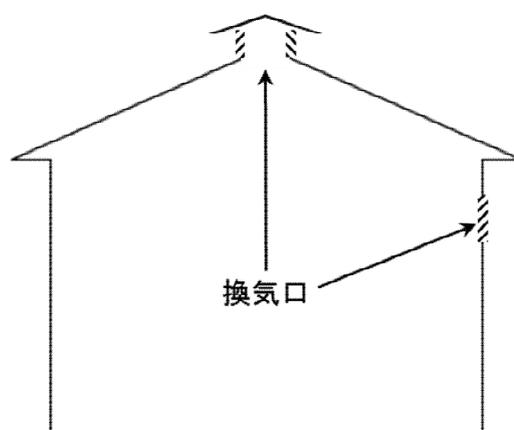
第3-6-6図 自動強制排出設備の例



第3-6-7図 強制排出設備の例

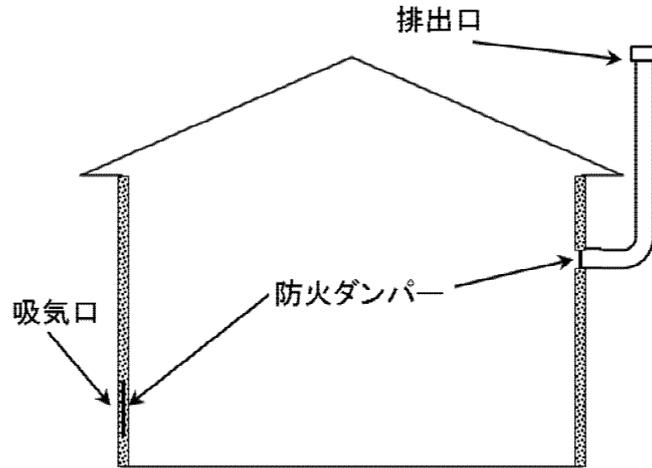


第3-6-8図 自然換気設備の例



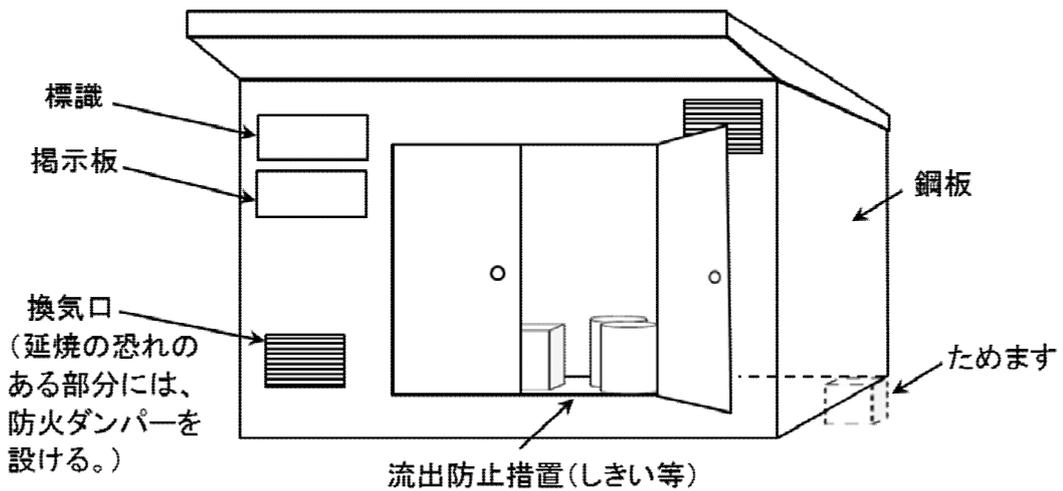
第3-6-9図 自然換気設備の例

耐火構造としなければならない壁及び危険物を貯蔵または取扱う部分と他の部分を区画する不燃材料で造った壁を排出ダクト等が貫通している場合には、当該貫通部分に防火ダンパーを設ける。ただし当該ダクトが1.5mm以上の鋼板で造られ、かつ、防火上支障がない場合には、防火ダンパーを設けないことができる。



第3-6-10図 防火ダンパー設置例

スチール製の貯蔵庫により容器等を貯蔵し、又は取扱う場合は、条例31条の3の2第1項の基準に適合していること。



第3-6-11図 スチール製の貯蔵庫の例

第7 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下タンク及び移動タンクを除く。）の技術上の基準

第31条の4 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地盤面下に埋没されているタンク（以下「地下タンク」という。）及び移動タンクを除く。以下この条において同じ。）に危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) その容量に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で10分間行う水圧試験において、それぞれ漏れ、又は変形しないものであること。ただし、固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクにあつては、この限りでない。

タ ン ク の 容 量	板 厚
40 リットル以下	1.0 ミリメートル以上
40 リットルを超え100リットル以下	1.2 ミリメートル以上
100リットルを超え250リットル以下	1.6 ミリメートル以上
250リットルを超え500リットル以下	2.0 ミリメートル以上
500リットルを超え1,000リットル以下	2.3 ミリメートル以上
1,000リットルを超え2,000リットル以下	2.6 ミリメートル以上
2,000リットルを超えるもの	3.2 ミリメートル以上

(2) 地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

(3) 外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあつては、この限りでない。

(4) 圧力タンクにあつては有効な安全装置を、圧力タンク以外のタンクにあつては有効な通気管又は通気口を設けること。

(5) 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う圧力タンク以外のタンクにあつては、通気管又は通気口に引火を防止するための措置を講ずること。

(6) 見やすい位置に危険物の量を自動的に表示する装置（ガラス管等を用いるものを除く。）を設けること。

(7) 注入口は、火災予防上支障のない場所に設けるとともに、当該注入口に

は弁又はふたを設けること。

(8) タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。

(9) タンクの配管は、地震等により当該配管とタンクとの結合部分に損傷を与えないように設置すること。

可撓管

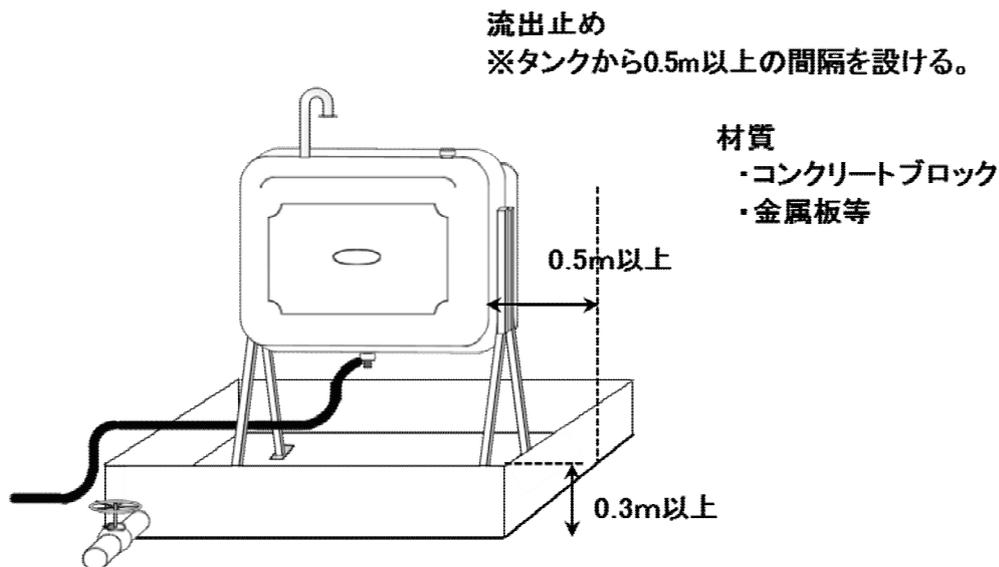
条例第31条の4第2項第9号に規定により配管に可撓管を設ける場合は、金属製の可撓管（フレキシブルメタルホース等）を用いること。

(10) 液体の危険物のタンクの周囲には、危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置を講ずること。

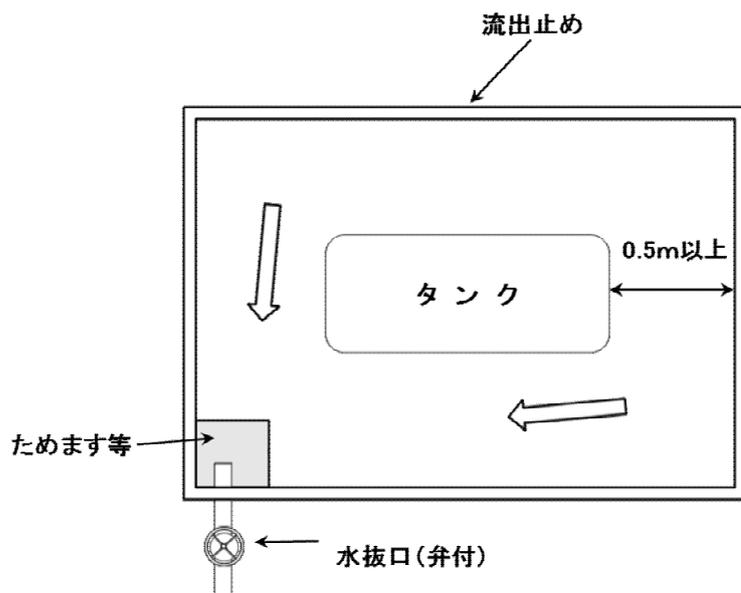
（危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置）

第12条 条例第31条の4第10号の規定による危険物が漏れた場合に、その流出を防止するための有効な措置（以下「流出止め」という。）は、次によらなければならない。

- 1 流出止めの容量は、当該タンク容量の100パーセント以上とし、一の流出止めの中に2以上のタンクが設置されるときは、当該タンクのうち、その容量が最大であるタンクの容量の100パーセント以上とすること。
- 2 流出止めは、高さが0.3メートル以上であり、かつ、タンクの側板から0.5メートル以上離し設置すること。ただし、点検等に支障がなく火災予防上安全な場合は、この限りでない。
- 3 流出止めは、鉄筋コンクリート又は補強コンクリートブロック又は金属板等で造り、かつ、その中に収納された危険物が当該流出止めの外に流出しない構造とすること。
- 4 流出止めには、当該流出止めを貫通して配管を設けないこと。ただし、流出止めに損傷を与えないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
- 5 流出止めには、その内部の滞水を外部に排出するための水抜口を設けるとともに、これを開閉する弁等を流出止めの外部に設けること。



第3-7-1図 流出止めの例



第3-7-2図 流出止めの例(平面図)

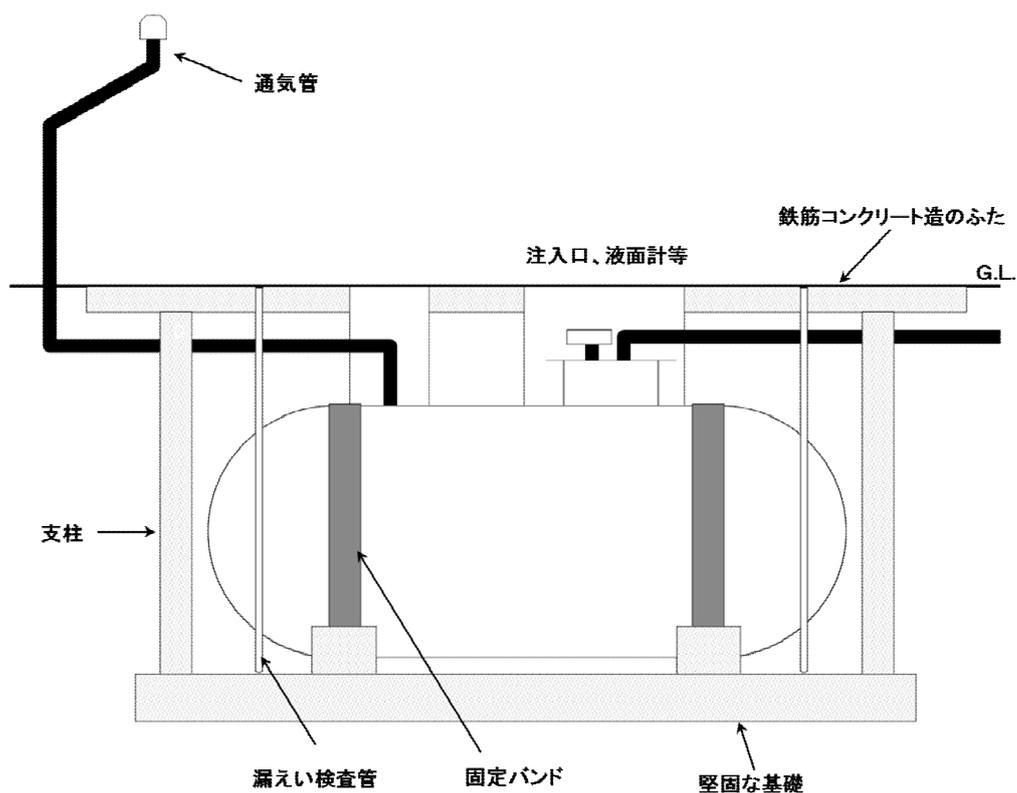
(11) 屋外に設置するもので、タンクの底板を地盤面に接して設けるものにあつては、底板の外面の腐食を防止するための措置を講ずること。

第8 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準

第31条の5 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。

2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造等のタンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止することができる構造により地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物タンクで、その外面がエポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料により有効に保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。
- (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。
- (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。
- (4) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
- (5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。
- (6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。
- (7) タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。



第3-8-1図 タンク室を省略した構造（直接埋設）の例

第9 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準

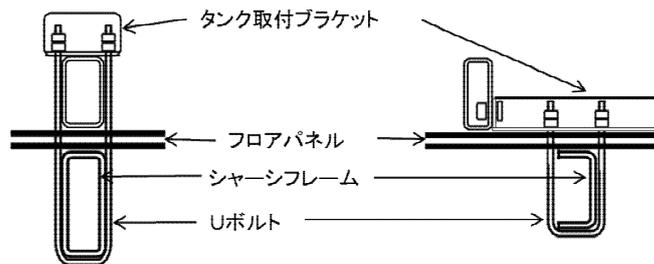
第31条の6 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準は、第31条の4第1項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱う他のタンクに液体の危険物を注入するときは、当該他のタンクの注入口にタンクの注入ホースを緊結するか、又は注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。）により注入すること。
 - (2) タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、安全な注油に支障がない範囲の注油速度で前号に定める注入ノズルにより引火点が40度以上の法別表第1第4類の危険物を容器に詰め替える場合は、この限りでない。
 - (3) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクに入れ、又はタンクから出すときは、当該タンクを有効に接地すること。
 - (4) 静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物をタンクにその上部から注入するときは、注入管を用いるとともに、当該注入管の先端をタンクの底部に着けること。
- 2 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、第31条の4第2項第3号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- (1) 火災予防上安全な場所に常置すること。
 - (2) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあっては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあっては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。
 - (3) タンクは、Uボルト等で車両のシャーシフレーム又はこれに相当する部分に強固に固定すること。

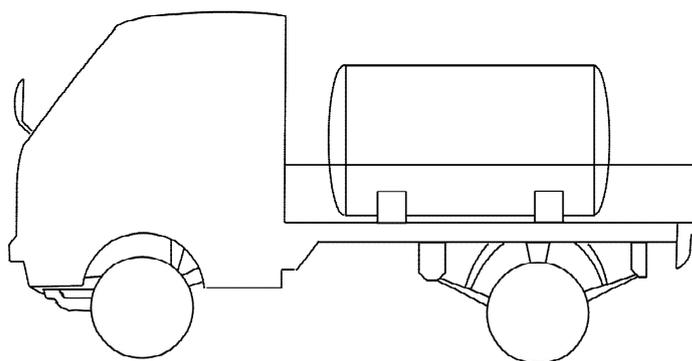
タンクの固定方法

タンクと車両との固定方法について、Uボルトを用いる他に緊結金具を用いる方法又は溶接による方法があるが、ロープ等で固定する方法は認められないもの。

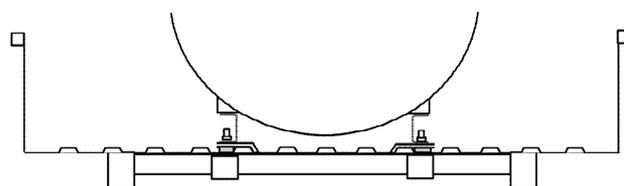
「これに相当する部分」とは、シャーシフレームのない車両にあってはメインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいう。



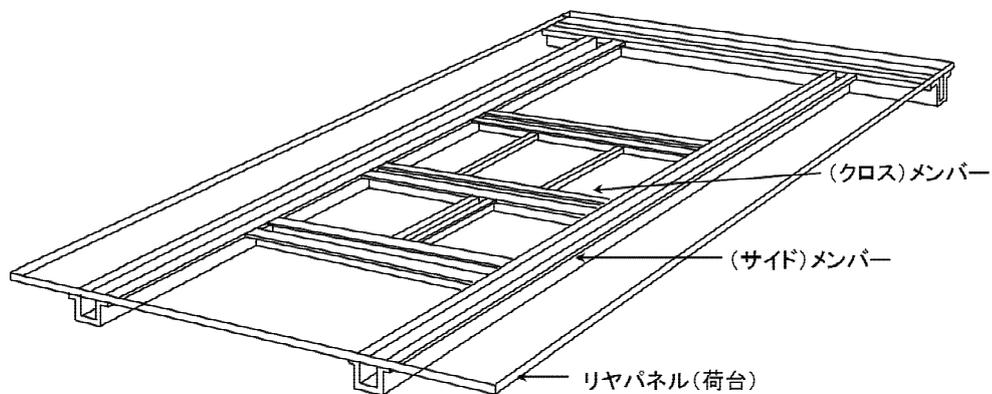
第3-9-1図 Uボルト固定の例



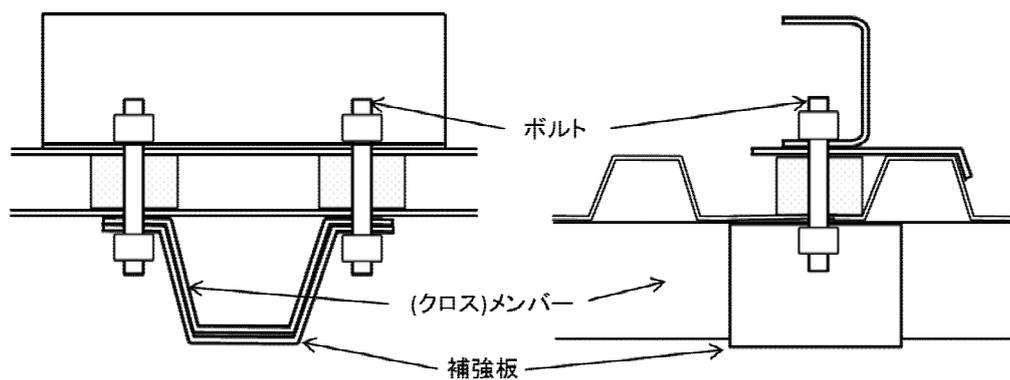
第3-9-2図 ミニローリーの例（側面図）



第3-9-3図 クロスメンバー等に固定した例（断面図）



第3-9-4図 クロスメンバー等の例



第3-9-5図 クロスメンバー等に固定した例（固定部分）

- (4) 常用圧力が20キロパスカル以下のタンクにあつては20キロパスカルを超え24キロパスカル以下の範囲の圧力で、常用圧力が20キロパスカルを超えるタンクにあつては常用圧力の1.1倍以下の圧力で作動する安全装置を設けること。
- (5) タンクは、その内部に4,000リットル以下ごとに完全な間仕切を厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で設けること。
- (6) 前号の間仕切により仕切られた部分には、それぞれマンホール及び第4号に規定する安全装置を設けるとともに、当該間仕切により仕切られた部分の容量が2,000リットル以上のものにあつては、厚さ1.6ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造られた防波板を設けること。
- (7) マンホール及び注入口のふたは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で造ること。
- (8) マンホール、注入口、安全装置等の附属装置がその上部に突出しているタンクには、当該タンクの転倒等による当該附属装置の損傷を防止するための防護枠を設けること。
- (9) タンクの下部に排出口を設ける場合は、当該タンクの排出口に、非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等を設けるとともに、その直近にその旨を表示し、かつ、外部からの衝撃による当該弁等の損傷を防止するための措置を講ずること。
- (10) タンクの配管は、先端部に弁等を設けること。
- (11) タンク及び附属装置の電気設備で、可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設けるものは、可燃性の蒸気に引火しない構造とすること。

第10 消火設備

1 屋内で少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う部分については、太田市消防本部消防用設備等に関する審査・指導基準 第4章 消防用設備等の技術基準 第1 消火器具 5 付加設置 (1) 少量危険物及び指定可燃物の項を参照すること。

2 移動タンクにおいて少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、「自動車用」と表示された粉末消火器等で危険物に対応できるものとし、10型以外でもよい。また、収納箱についてもできるだけ設置を指導すること。

第 11 少量危険物の貯蔵又は取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準

第 3 1 条の 7 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法別表第 1 第 1 類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含むものにあつては、水との接触を避けること。
- (2) 法別表第 1 第 2 類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含むものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。
- (3) 自然発火性物品（法別表第 1 第 3 類の危険物のうち危険物の規制に関する政令（昭和 3 4 年政令第 3 0 6 号）第 1 条の 5 第 2 項の自然発火性試験において同条第 3 項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（法別表第 1 第 3 類の危険物のうち同令第 1 条の 5 第 5 項の水との反応性試験において同条第 6 項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあつては水との接触を避けること。
- (4) 法別表第 1 第 4 類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
- (5) 法別表第 1 第 5 類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。
- (6) 法別表第 1 第 6 類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。

2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取り扱いについては災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

第 12 少量危険物の貯蔵所、又は取扱所における設備の維持管理に関する基準

第 31 条の 8 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管その他の設備は、第 31 条の 2 から第 31 条の 6 までの位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう適正に維持管理されたものでなければならない。

適正に維持管理

危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク、配管、消火設備等は、技術上の基準に適合するよう確認に規定したものであり、消防法で規定されている点検記録の保存等、許可施設と同等の措置をする必要はない。

※ 少量の地下タンク貯蔵所等の地下タンクは定期点検の義務はない。

第 13 動植物油類についての適用除外

第 31 条の 9 第 30 条から前条までの規定にかかわらず、指定数量未満の法別表第 1 第 4 類の危険物のうち動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、当該各条の規定は、適用しない。

指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の第 4 類の動植物油類については、指定可燃物の規制に合わせて第 33 条に貯蔵及び取扱いの基準が定められている。

第 14 品名又は指定数量が異なる危険物の同一場所における貯蔵及び取扱いについて

第 32 条 品名又は指定数量を異にする 2 以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の数量を当該危険物の指定数量の 5 分の 1 の数量で除し、その商の和が 1 以上となるときは、当該場所は指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又取り扱っているものとみなす。

第 15 基準の特例

(基準の特例)

第 34 条の 3 この章（第 30 条、第 31 条の 7 及び第 32 条を除く。以下同じ。）の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

事前協議

基準の特例を認めようとする場合は、事前に予防課保安係と協議すること。

参考資料

検索性条文見出し一覧（火災予防条例・指定数量未満の危険物関係）

第30条

指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

対象：指定数量未満の危険物の貯蔵又は取り扱うすべての場所施設

- 第1号 火気使用の制限
- 第2号 整理及び清掃
- 第3号 漏れ等の防止措置
- 第4号 容器の破損等の防止
- 第5号 転倒等の防止
- 第6号 容器の落下防止措置

第31条

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

対象：少量危険物の貯蔵所及び取扱所

第31条の2

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準

対象：少量危険物の貯蔵所及び取扱所

第1項

- 第1号 ためます等の点検
- 第2号 危険物のくず、かす等の廃棄
- 第3号 遮光及び換気
- 第4号 適正な温度管理等
- 第5号 変質及び異物混入の防止措置
- 第6号 設備等の修理時の安全確保
- 第7号 電気器具及び火花を発生する機械器具等の使用制限
- 第8号 保護液中に保存する場合の留意事項
- 第9号 接触及び混合の防止
- 第10号 過熱及び乾燥時の留意事項
- 第11号 詰め替え時の留意事項
- 第12号 吹付塗装作業の留意事項
- 第13号 焼入れ作業時の留意事項
- 第14号 染色又は洗浄作業の留意事項
- 第15号 バーナー使用時の留意事項
- 第16号 詰め替え時の留意事項
- 第17号 容器の積み重ね高さ制限

第2項

- 第1号 標識及び掲示板

- 第2号 漏れ等の防止構造
- 第3号 温度測定装置の設置
- 第4号 加熱・乾燥設備の構造
- 第5号 圧力計及び安全装置の設置
- 第6号 熱媒体使用設備の構造
- 第7号 電気設備
- 第8号 静電気除去装置の設置
- 第9号 配管

第31条の3

屋外において指定数量の5分の1以上指定数未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準

対象：屋外に設ける少量危険物の貯蔵所及び取扱所

- 第1項 容器を積み重ねる架台の高さ制限
- 第2項 位置、構造及び設備の技術上の基準
 - 第1号 危険物を取り扱う屋外の場所の周囲に設ける空地
 - 第2号 液状の危険物を取り扱う設備の地盤面の構造等
 - 第3号 架台の構造

第31条の3の2

屋内において指定数量の5分の1以上指定数未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について

対象：屋内に設ける少量危険物の貯蔵所及び取扱所

- 第1号 少量危険物を貯蔵又は取り扱う建築物の構造
 - 第2号 窓及び出入口
 - 第3号 床の構造
 - 第4号 架台の構造
 - 第5号 採光及び照明並びに換気設備
 - 第6号 排出する設備
- 補足：スチール製の貯蔵庫の例

第31条の4

指定数量の5分の1以上指定数未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（地下タンク及び移動タンクを除く。）の技術上の基準

対象：少量危険物の地下タンク及び移動タンク以外のタンク

- 第1項 タンクの貯蔵容量等
- 第2項 少量危険物タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準
 - 第1号 タンクの材質及び試験方法
 - 第2号 転倒防止措置
 - 第3号 腐食防止措置
 - 第4号 安全装置及び通気管
 - 第5号 通気管の引火防止措置

- 第6号 液量計の設置
- 第7号 注入口の構造等
- 第8号 開閉弁の設置
- 第9号 配管の損傷防止措置
- 第10号 流出防止措置
- 第11号 屋外タンクの底板の腐食防止措置

第31条の5

指定数量の5分の1以上指定数未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準

対象：少量危険物の地下タンク

- 第1項 タンクの貯蔵容量等
- 第2項 地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準
 - 第1号 地下タンクの埋設方法
 - 第2号 ふたの設置
 - 第3号 タンクの固定
 - 第4号 タンクの材質及び試験方法
 - 第5号 液量計等の設置
 - 第6号 タンクと配管の接続位置
 - 第7号 漏えい検知設備の設置

第31条の6

指定数量の5分の1以上指定数未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準

対象 少量危険物の移動タンク（ミニローリー）

- 第1項 移動タンクの実施の基準
 - 第1号 荷卸し時の留意事項
 - 第2号 容器詰替の制限
 - 第3号 静電気防止措置
 - 第4号 注入管
- 第2項 移動タンクの位置、構造及び設備の基準
 - 第1号 常置場所
 - 第2号 タンクの材質及び試験方法
 - 第3号 タンクの固定方法
 - 第4号 安全装置の設置
 - 第5号 タンクの間仕切りの設置
 - 第6号 安全装置及び防波板の設置
 - 第7号 マンホール及び注入口のふたの材質等
 - 第8号 防護柵の設置
 - 第9号 緊急閉鎖弁の設置等
 - 第10号 配管先端部の弁等の設置

第11号 電気設備

補足：消火器

第31条の7

指定数量の5分の1以上指定数未満の危険物の貯蔵又は取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準

対象：危険物の類ごとの貯蔵及び取扱方法

第1項 類ごとの技術上の基準

第1号 第1類 酸化性固体

第2号 第2類 可燃性固体

第3号 第3類 自然発火性物質及び禁水性物質

第4号 第4類 引火性液体

第5号 第5類 自己反応性物質

第6号 第6類 酸化性液体

第2項 第1項の適用除外及び災害防止措置

第31条の8

少量危険物の貯蔵所、又は取扱所における設備の維持管理に関する基準

第31条の9

動植物油類についての適用除外

第32条

品名又は指定数量が異なる危険物の同一場所における貯蔵及び取扱い

第34条の3

基準の特例

第46条

指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等

第47条

タンクの水張検査等

(火災予防規則・指定数量未満の危険物関係)

第12条

危険物の流出を防止するための有効な措置

第15条

条例による届出等

第18条

少量危険物等タンク水張（水圧）検査申請

○危険物の指定数量

【危険物の規制に関する政令】別表第3

類別	品名	性質	指定数量
第1類		第1種酸化性固体	50kg
		第2種酸化性固体	300kg
		第3種酸化性固体	1000kg
第2類	硫化りん		100kg
	赤りん		100kg
	硫黄		100kg
		第1種可燃性固体	100kg
	鉄粉		500kg
		第2種可燃性固体	500kg
	引火性固体		1000kg
第3類	カリウム		10kg
	ナトリウム		10kg
	アルキルアルミニウム		10kg
	アルキルリチウム		10kg
		第1種自然発火性物質及び禁水性物質	10kg
	黄りん		20kg
		第2種自然発火性物質及び禁水性物質	50kg
		第3種自然発火性物質及び禁水性物質	300kg
第4類	特殊引火物		50L
	第1石油類	非水溶性液体	200L
		水溶性液体	400L
	アルコール類		400L
	第2石油類	非水溶性液体	1000L
		水溶性液体	2000L
	第3石油類	非水溶性液体	2000L
		水溶性液体	4000L
	第4石油類		6000L
	動植物油類		10000L
第5類		第1種自己反応性物質	10kg
		第2種自己反応性物質	100kg
第6類			300kg